



島根県報

令和6年9月3日（火）
第546号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部（情報システム推進課） 2
を改正する規則

【告 示】

保安林予定森林（2件）（森 林 整 備 課） 2
保安林の指定施業要件の変更（ ” ” ） 3
急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂 防 課） 4

【公 告】

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（農 業 経 営 課） 5
肥料の登録の更新（農山漁村振興課） 6
公共測量の実施（3件）（技 術 管 理 課） 6

【特定調達公告】

島根県漁業試験船「島根丸」代船建造に係る一般競争入札の落札者等（沿岸漁業振興課） 7

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第42号）

1 規則の概要

島根県立高等看護学院条例の規定による証明書の交付の申請について、オンライン等を利用して行わせ、又は行う手続等に追加することとした。（別表関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月3日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第42号

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第101号）の項の次に次のように加える。

島根県立高等看護学院条例（昭和41年島根県条例第62号）	第3条第1項	証明書の交付の申請
------------------------------	--------	-----------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第555号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年9月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

益田市匹見町道川イ6-2（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第556号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年9月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町下久野1114-1、1117、吉田町吉田字梅木3638-1、3639-1、4127-5、4127-8、字下宮ノ谷4127-2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大東町下久野1114-1・吉田町吉田字梅木3638-1・3639-1・4127-5・4127-8（以上の5筆について次の図に示す部分に限る。）、字下宮ノ谷4127-2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第557号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年9月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

火災の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第558号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の

区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年9月3日

島根県知事 丸山達也

- 1 区域の名称 平原下の中
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次に結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
益田市西平原町1404番4地先里道敷	1号及び12号
〃 1404番4	2号及び3号
〃 1407番10	4号
〃 1407番9	5号
〃 1407番1	6号
〃 571番7	7号から11号まで

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和6年9月3日

島根県知事 丸山達也

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
大田市久手町刺鹿字反ノ迫1426番2	田	2,007
大田市久手町刺鹿字反ノ迫1427番1	田	1,553
大田市久手町刺鹿字反ノ迫1438番1	田	576

- 2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

- 4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和6年11月1日	権利の始期から令和12年12月31日まで	24,000

- 5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限

令和6年9月17日

- (2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

- (3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏

名)

- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和6年9月3日

島根県知事 丸 山 達 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
島肥登第 412号	乾燥菌体肥料	乾燥トルラ 酵母肥料	窒素全量 7.0 りん酸全量 1.0	公定規格のと おり	日本製紙株式会社 東京都北区王子一丁目4番1号	令和9年 9月16日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年9月3日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年8月1日から令和7年3月21日まで
- 3 作業地域
安来市広瀬町菅原地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年9月3日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年8月1日から令和7年3月21日まで
- 3 作業地域
安来市広瀬町上山佐地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年9月3日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、用地測量）
- 2 作業期間
令和6年8月5日から同年12月27日まで
- 3 作業地域
雲南市加茂町神原地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年9月3日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
島根県漁業試験船「島根丸」代船建造 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県農林水産部沿岸漁業振興課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
長崎造船株式会社 代表取締役社長 古口 裕紀 長崎県長崎市浪の平町4番2号
- 5 落札金額
1,963,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和6年6月25日